

議案第 86 号

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正
する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年川
崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止等）

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準
用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた
めの措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対
象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象
業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性
及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る

犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、児童対象性暴力等の防止等のために、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならないこととするため、この条例を制定するものである。